

平成28年4月18日

第73回 神戸市個人情報保護審議会

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者
医療費助成の障害等級確認事務に係る
電子計算機処理について

(保健福祉局)

神保障更第 13 号

平成 28 年 4 月 18 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の
障害等級確認事務に係る障害者手帳情報の利用について
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」に関して)

担当：保健福祉局障害福祉部障害者更生相談所

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の
障害等級確認事務に係る障害者手帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【身体障害者手帳及び療育手帳情報】

住基個人番号

区コード

支所コード

氏名(カナ)

生年月日

現在交付されている、対象者の身体障害者手帳情報(身体障害者手帳等級・身体障害者手帳交付日・障害種別・障害等級)

現在交付されている、対象者の療育手帳情報(療育手帳判定・療育手帳判定日)



神保高国第 3858 号
平成 28 年 4 月 18 日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について
貴会の意見を求めます。

記

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の
障害等級確認事務に係る電子計算機処理について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の
障害等級確認事務に係る電子計算機処理について
(条例 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当する項目

【身体障害者手帳及び療育手帳情報】

住記個人番号

区コード

支所コード

氏名 (カナ)

生年月日

◎現在交付されている、対象者の身体障害者手帳情報 (身体障害者手帳等級・身体障害者手帳交付日・障害種別・障害等級)

◎現在交付されている、対象者の療育手帳情報 (療育手帳判定・療育手帳判定日)

【福祉医療受給者情報】

住記個人番号

区コード

支所コード

氏名 (カナ)

生年月日

受給者番号

◎福祉医療システムで把握している、受給者の身体障害者手帳情報 (障害コード・障害種別コード)

◎福祉医療システムで把握している、受給者の療育手帳情報 (障害コード)

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の 障害等級確認事務に係る電子計算機処理について

1. 事業の内容

(1) 趣旨・概要

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成では、助成を受けるための資格要件である障害者手帳の等級の確認を、受給資格申請時においてのみ行っているが、障害者手帳には再認定等の制度があるため、医療費助成受給途中に障害の程度が変化する受給者が存在する。それらの受給者に対しては、現在、本人からの届出によってのみ障害程度の変化を把握し、受給資格の確認を行っているが、届出がなければ障害程度の変化を把握できない状況にある。そのため、更生相談所が所管する障害者手帳の情報を利用して、重度障害者医療及び高齢重度障害者医療の受給者の資格確認を行う。

(2) 対象者の抽出方法

上記(1)の受給開始時から障害程度が変化している受給者を抽出するため、国保年金医療課の重度障害者医療及び高齢重度障害者医療の受給者のデータと更生相談所の障害者手帳データを突合させ、重度障害者医療及び高齢重度障害者医療の受給者の障害者手帳データの提供を受ける。

(3) 等級確認の方法

抽出された対象者の最新の障害等級データを更生相談所から国保年金医療課に提供を受ける。国保年金医療課は抽出された受給者が重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の受給資格を満たしているかを確認する。

(4) 等級確認後の処理

抽出された対象者の最新の障害等級データにより、受給資格を喪失する者は職権で資格を喪失させ、資格喪失通知書を送付する。また、受給者証の内容が変わる場合には、職権で新しい障害情報に基づいた受給者証等を作成し、受給者へ送付する。

(5) 効果

現在、把握できていない医療費助成申請以後の障害等級の変化を把握することで、適切な資格認定及び医療費助成を行うことが可能になる。

(6) 実施計画

平成 28 年 5 月上旬	テストデータ作成 国保年金医療課→更生相談所 (受給者データ提供)
平成 28 年 5 月中旬	更生相談所→国保年金医療課 (障害等級情報提供)
平成 28 年 6 月上旬 (以後毎月上旬)	本番データ作成 国保年金医療課→更生相談所 (受給者データ提供)。
平成 28 年 6 月中旬 (以後毎月中旬)	更生相談所→国保年金医療課 (障害等級情報提供)
平成 28 年 6 月下旬 (以後毎月下旬)	資格喪失通知または新しい受給者証の発送事務及び 受給内容変更事務を行う。

(7) 件数

重度障害者医療費助成受給者数	約 12,900 人
高齢重度障害者医療費助成受給者数	約 16,400 人

(平成 28 年 2 月末時点)

2. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機器処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては IC カードと ID、パスワードによる個人認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② データの突合処理は、外部インターネットと切り離されたスタンドアロン PC 上で行い、外部からの不正アクセス防止、並びにコンピュータウィルスからの感染防止措置を図る。

(2) 運用上の保護

- ① 個人情報に係るデータについては、対象者リスト作成後消去し、端末にデータを保持させない。
- ② データの提供・受領にあたっては、ファイルにパスワードを設定した電子記録媒体（USB等）を、直接手渡しすることとし、受払簿により経緯を記録して適切に管理する。また、提供先では、施錠可能な保管庫等で管理し、業務終了後は速やかに返却する。
- ③ ICカード及び帳票は施錠可能なキャビネット等に保管する。また保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに破棄する。
- ④ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(参考資料) 重度障害者医療・高齢重度障害者医療 概要

重度障害者の医療費の一部を助成することにより、その受療を容易にし、福祉の増進に資することを目的として、昭和 48 年度から実施している。

○受給資格要件

(1) 障害の程度

- ①身体障害者手帳 1 級または 2 級
 - ②重度の知的障害 (療育手帳が A 判定等)
 - ③身体障害者手帳 3 級と中度の知的障害 (療育手帳が B 1 判定等) との重複障害
 - ④内部障害 (心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能) の等級が 3 級
 - ⑤精神障害者保健福祉手帳 1 級
- のいずれかの重度障害があること。

(2) 所得要件

本人・配偶者・扶養義務者すべての方について、それぞれの判定用市民税所得割額が 23.5 万円未満であること。

○一部負担金 (下線部は平成 28 年 7 月 1 日以降の制度改正内容。)

外来	1 医療機関・薬局等ごとに 1 日 600 円を限度に月 2 回まで (3 回目以降無料) ≪ <u>低所得者・高校 3 年生までの場合</u> ≫ 1 日 400 円を限度に月 2 回まで (3 回目以降無料) ◎重症心身障害児 (者) (※1) は自己負担なし (無料)
入院	定率 1 割負担 ただし、1 医療機関あたり負担限度額：月額 2,400 円まで ≪ <u>低所得者・高校 3 年生までの場合</u> ≫ 1 医療機関あたり負担限度額：月額 1,600 円まで ○連続した 3 か月において入院のある場合 (長期入院) ⇒ 4 か月目以降は自己負担なし (無料) ◎重症心身障害児 (者) (※1) は自己負担なし (無料) ◎中学 3 年生までは無料 (償還払)

(※1) 重症心身障害児 (者) とは

肢体不自由の身体障害者手帳 1 級または 2 級と、重度の知的障害 (療育手帳 A 判定等) を重複して有する障害児 (者) の方。

重度障害者医療費助成及び高齢重度障害者医療費助成の障害等級確認事務に係る電子計算機処理について

神戸市

国保年金医療課

(国保年金医療課：福祉医療システム)

福祉医療受給者情報

・住基個人番号・区コード・支所コード・氏名(カナ)・生年月日・障害コード

(国保年金医療課：スタンドアロンPC)

・住基個人番号・区コード・支所コード・氏名(カナ)・生年月日・受給者番号・障害コード・障害種別コード・身体障害者手帳等級・身体障害者手帳交付日・障害種別・障害等級・療育手帳判定・療育手帳判定日

※福祉医療受給者番号と等級データ情報を突合し障害種別コードを加えたうえで受給資格判定を行い、資格修正者リストを作成

11条

資格修正者リスト送

資格修正者リスト

・住基個人番号・区コード・支所コード・氏名(カナ)・生年月日・受給者番号・障害コード・障害種別コード・身体障害者手帳等級・身体障害者手帳交付日・障害種別・障害等級・療育手帳判定・療育手帳判定日

市民

新しい受給者証または資格喪失通知書等

各区・支所

(国保年金医療課：福祉医療システム)

資格修正者リストをもとに福祉医療システム端末に修正情報を入力

新しい受給者証または資格喪失通知書等

(更生相談所：福祉情報システム)
身体障害者手帳及び療育手帳情報

・住基個人番号・区コード・支所コード・氏名(カナ)・生年月日・身体障害者手帳等級・身体障害者手帳交付日・障害種別・障害等級・療育手帳判定・療育手帳判定日

※対象者の等級情報データ抽出

等級情報データ抽出

9条